

◆重要◆ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域除外後の 北方町の方針について

【北方町新型コロナウイルス感染症対策本部】

本部長 戸部 哲哉

北方町役場 電話 058-323-1111

◇町の対応方針

新型コロナウイルス感染症についての“緊急事態宣言”の区域から除外されました。しかしながら岐阜県では現在の感染状況等を踏まえ、独自の感染再拡大防止対策を行っています。このことを踏まえて北方町においては次のとおり対応方針を決定しました。

○リスクを伴う飲食の自粛をお願いします。

- ・昼夜を問わず、自宅・外食を問わず、以下の飲食については自粛。
 - ・家族やパートナー以外との飲食
 - ・長時間の飲食
 - ・酒類を伴い、大声を出す飲食
 - ・マスク無しで会話を伴う飲食 など

○年度末の高感染リスクのある行事の自粛をお願いします。

- ・花見、卒業式の2次会、謝恩会、歓送迎会及びこれらに類するものは自粛。

○下記施設については3月7日までの間、午後9時で閉館します。また、すべての町有施設で3月7日までの新規予約受付は行いません。

〔働く婦人の家、勤労青少年ホーム、コミュニティセンター、ホリモク生涯学習センターきらり、各小中学校体育館・グラウンド、各公園グラウンド〕

町民のみなさんにおかれましては引き続き、マスク・手洗い・距離確保の「基本の繰り返し」を行っていただくほか、「かからないため」のリスクの回避を行い、感染拡大の防止を行っていただきますようお願いいたします。

